

玉名市消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の向上を担う玉名市消防団員（以下「団員」という。）の確保を目的として、本市の区域内に存する事業所又は店舗等（以下「事業所等」という。）が玉名市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力し、又は団員に一定のサービス等を提供して消防団を応援する玉名市消防団応援の店（以下「消防団応援の店」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 団員に対しサービス等を提供しようとする事業所等は、消防団応援の店登録届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(表示証の交付)

第3条 市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、審査の上適当と認めるときは、消防団応援の店の登録を行い、当該登録に係る事業所等に消防団応援の店表示証(様式第2号。以下「表示証」という。)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 消防団応援の店の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式をいう。）により行う映像その他の広告物

(団員証の提示)

第5条 団員は、消防団応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、玉名市消防団員証(以下「団員証」という。)を提示しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第6条 団員は、団員証を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(変更等の届出)

第7条 消防団応援の店は、登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、消防団応援の店登録変更・廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により消防団応援の店の登録を廃止した事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、消防団応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は消防団応援の店としての登録が適当でないとき認めるときは、当該消防団応援の店の登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により消防団応援の店の登録を取り消された事業所等は、速やかに、

表示証を市長に返還しなければならない。

(消防団応援の店の公表)

第9条 市長は、消防団応援の店の名称その他の事項について、市のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

玉名市長 様

消防団応援の店登録届

玉名市消防団応援の店の登録をしたいので、玉名市消防団応援の店実施要綱第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所等の名称		
代 表 者	⑩	
所 在 地	〒	
電 話	() -	(担当者の氏名)
F A X	() -	
E-m a i l		
営 業 時 間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)	
定 休 日		
ホームページURL		
サービス等の内容	※団員証を持参した消防団員に対するサービスを記載してください。	



年 月 日

玉名市長 様

所在地
名称
代表者
電話番号

印

消防団応援の店登録変更・廃止届

年 月 日付で届け出た玉名市消防団応援の店の登録について（内容変更・廃止）したいので、玉名市消防団応援の店実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更内容（変更の場合のみ）

変更する事項	変更前	変更後

2 変更・廃止の時期 年 月 日

3 その他